商業動態統計調査 商業動態調査票乙 記入要領

(卸売店、小売店用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2024年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

乙調查票 記入要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、これに基づく商業動態統計調査規則により実施するものです。この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。

3. 調査の期日

この調査は、毎月末日現在で行います。

4. 調査対象

この調査の対象は、全国の卸売事業所(日本標準産業分類に掲げる中分類50-各種商品卸売業から中分類55-その他の卸売業(細分類5598-代理商、仲立業を除く。)に属する事業所)、または小売事業所(中分類56各種商品小売業から中分類61無店舗小売業に属する事業所)であって経済産業大臣が指定する事業所について行うものです。

注: 日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)の定義は、

「 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/ 」を参照してください。 企業全体では製造業の格付けであっても、調査の対象となった事業所が製造品などの販売を行い、販売額が発生している場合は調査の対象となります。

【卸売業とは】

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等) に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など)を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務の みを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、 その支店、営業所は卸売事業所となる。

⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず 卸売事業所とする。

【小売業とは】

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 主として個人用(個人経営の農林魚家への販売を含む)又は家庭用消費のために商品 を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に少量又は少額に販売する事業所
- ③ 商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず小 売事業所とする。
- ④ 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で 広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等 を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所

5. 報告者

報告者とは、事業所の管理責任者(以下「報告者」という。)をいいます。報告者は、 調査票に掲げる事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

7ページの記入例を参考に、調査票の「報告者の氏名」欄に事業所の管理責任者の氏名、「この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名」欄に答えることのできる方の氏名をご記入ください。

6. 調査票の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

調査票に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣(※)に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、<u>同封の返信用封筒を使用する場合</u>は、郵便事務処理上、<u>経済産業省到着までに約</u> 4 日間を要しますので、返送日に配慮してください。

調査票は、紙の提出の他、オンラインによる提出の方法があります。オンラインによる 提出を希望される方は、「Ⅲ オンラインによる提出」をご覧ください。

7. 商業動態統計調査報告控

後日、ご報告いただいた内容について照会させていただく場合がありますので、11ページの「商業動態統計調査報告控」に報告者の控えとして各月の調査事項を記入の上、保存してください。なお、調査票を控えとして使用しないでください。

8. 調査票の秘密の保護

調査票の取扱いについては、統計法第 41 条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第 40 条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、<mark>徴税、その他報告者の利害に関することに使用されることはありません</mark>。また、第 57 条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た秘密を他に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはありません。

Ⅱ 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

(1)調査票名下の「 年 月分」の欄には、調査該当月の年月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください(調査票の見本は 12~13ページ参照)。また、調査票下段「調査票番号」となりの「年月分」の欄にも、調査該当月の年(西暦下2桁)、月を記入してください。



- (2)「事業所・企業番号」は、1事業所に1つの番号となっております。問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 調査の時期に休業中であっても、事業所名、事業所所在地、月末従業者数を記入して提出してください。
- (4) 金額は、「¥」記号は付けずに万円未満を四捨五入して記入してください。 また、単位未満の場合又は休業等で商品販売額がない場合は、"O"と記入してください。
- (5) 休業、その他特別の理由で商品販売額に著しい変動があった場合は、備考欄にその理由を記入してください。
- (6) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきり記入してください。
- (7)調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。
- (8) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第 十三条(報告義務)及び第十五条(立入検査等)の規定(これらの規定に係る罰則を含 む。)の適用があります。

2. 記入事項

(1) 事業所名及び事業所所在地

企業・事業所名及び所在地(電話番号含む)について、プリントしてある記入内容に 誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。空欄の場合は記入してください。

(2) 法人番号

- ・ 法人番号は1法人に対して1番号(13桁)が国税庁長官から指定される番号です。 法人の支店や事業所等には法人番号はありませんが、本社等で指定されている法人番号を記載してください。
- 個人事業所や個人商店などは法人番号が指定されていない場合がありますので、その場合は空欄のままで結構です。
- 個人のマイナンバー(12桁)を誤って記入しないようご注意ください。

(3) 商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

- ① 販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。 なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間の変更をしないでください。
- ② 調査開始月である1月分の調査においては、1月分の販売額を「1-1.1月の商品販売額」に、調査開始月の前月である12月分の販売額についても「1-2.12月の月間商品販売額」に販売額を記入してください。

2023年の調査から継続して調査対象になりました事業所の場合、開始月である 1月分は調査票の「1-1.1月の商品販売額」「2.月末従業者数」をご記入く ださい。

- ③ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。
- ④ 他に商品の販売を委託したときは、受託者からの販売済の通知があったとき又は受 託者からその代金を受け取ったときに、その金額を販売額に計上してください。
- ⑤ 掛売、割賦、予約販売は、商品を引き渡したときに、その代金の金額を販売額に計 上してください。
- ⑥ 商品の受託販売を行っている事業所は、その取扱額を販売額として計上してください。
- ⑦ 試用販売は、購入の申し出があり、売買契約が成立したとき又は代金を入金したと

きに、販売額に計上してください。

- ⑧ 船荷証券、貨物引換証、倉荷証券による販売は、証券を裏書譲渡したときに、販売額に計上してください。
- ⑨ 調剤薬局の場合は、患者から受け取る自己負担額のみでなく、調剤報酬として保険者に請求する総額を記入してください。
- ⑩ 自家消費(事務用など)した商品の代金は、販売額に含めてください。
- ⑪ 商品券の売上は、販売額に計上しないで、その商品券により商品を引き渡したときに、販売額に計上してください。
- ① 消費税などの間接税は、販売額に含めてください。
- ③ 加工賃、修理料、仲介手数料などの収入は、販売額に含めないでください。ただし、 商品の販売額と分けることが困難な場合は、販売額に含めても差し支えありません(そ の際は、備考欄にその旨を記入してください)。
- (4) 企業内事業所間の商品振替については、振替仕切額で販売額に計上してください。
- ⑤ 貴金属ディーリング取引額及び実需の伴わない先物取引額は、販売額に含めないでください。
- ⑩ マイナス「-」は記入しないでください。返品額等が発生した場合、相殺額ではなく 純粋な販売額のみを記入してください。計上が難しい場合は「O」(ゼロ)と記入し、 備考欄に「O」(ゼロ)とした要因を記入してください(例:返品発生のため)。

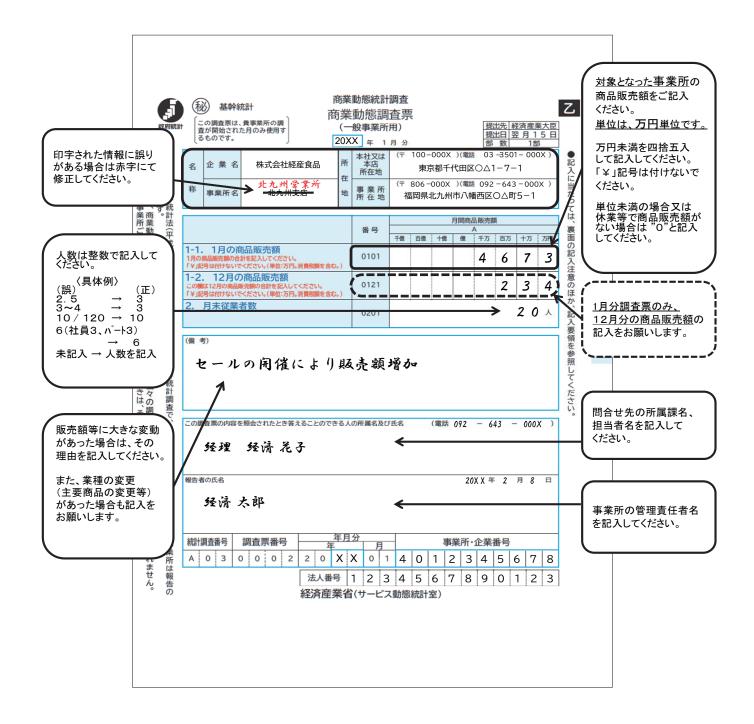
(4) 月末従業者数

調査月の末日現在で主としてこの事業所の業務に従事する人数(個人事業主、無給の 家族従業者、有給役員及び常用雇用者をいいます。)を整数で記入してください。

「常用雇用者」とは、期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇用している者(パートタイム労働者やアルバイト労働者を含む)をいいます。なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他の事業所に派遣している者は含めます。

(5) 備考欄

調査月において、特別な事情により販売額に影響があった場合は、備考欄にその理由 を簡単に記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項が生じたときも、 備考欄にその旨を記入してください。



Ⅲ オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください(パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、9ページのパソコン環境をご確認ください)。

なお、調査対象者 I Dやパスワードがわからなくなったなどご不明な点がございましたら、 1 Oページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

オンラインでご提出いただいた場合は、紙の調査票の提出は不要です。

① 政府統計オンライン調査総合窓口 (https://www.e-survey.go.jp)を開いて 政府統計コード、 調査対象者 I D、 パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

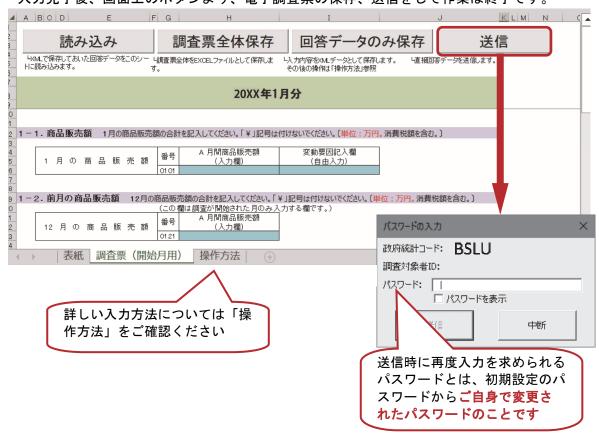


※既にオンラインにてご回答いただいている方は、引き続き、現在のID、パスワードでご利用いただけます。

② 調査票の一覧画面から報告する調査票(商業動態調査票 乙(一般事業所用))を選択して、電子調査票をダウンロードします。



③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。 入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。



◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境(2023 年 10 月現在)

os	ブラウザ	表計算ソフト <mark>(※2)</mark> (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows11 (※1)	Firefox 118 Google Chrome 117	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021
Windows10 (※1)	Microsoft Edge 117	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ·Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
- ・マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。 また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合(※)があります。 (※) 例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。 https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- (1) 販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には 0 (ゼロ) を入力してください。
- (2) 回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

Ⅳ その他

※調査についてのお問い合わせの際は、御社の事業所・企業番号(10桁)を お知らせください。

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話:0120-429-856 無料ダイヤル

E-mail : bzl-otsu-chousa@meti.go.jp

受付時間 : 平日 9:00~18:00

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話:03-3501-1090(直通)

E-mail: bzl-stats-info@meti.go.jp

受付時間: 平日 9:00~18:00

【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html

上記 HP にはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話:03-3501-1511 (内線)2898,2899

報告控は提出する必要はありません。

百万 6月分 丰万 十额 百億 干額 万円 \prec **+**К 旧万 5月分 +K 十章 百億 嵆 十额 万円 \prec 卝 + K 百万 鞯 4月分 $\#\, \kappa$ 颧 十额 $\widehat{\mathbf{Q}}$ 百億 十额 万円 \prec +15 蒼 百万万 3月分 +K 靐 **₽** 十额 盂 百億 十 ଈ 統 万円 \prec + K 颛 百万 2月分 +K 重 靊 十额 百億 쌔 干額 况田 \prec 極 +万 百万 月分 丰万 癫 十章 百億 十 ଈ 当月の商品販売額 前月の商品販売額 洒 月末従業者数 冊 蒼 == 0101 0121 0201 龗 析

万円

+ K

 \prec

	万田		1	~		
			\	_		
	+ 5		\			
4	百万万		\			
12月分	千万万		\			
2)	鉔		\			
	十章		\			
	百億		\			
	干额		l \			
М	- 万田			~		
	+ 5		\	,		
	百万		\			
农	# 7 7		\			
田			\			
11月分	龜		\			
	十章		\			
	百億		\			
Ш	干售		\ \			
	丙田		N I	\prec		
	+ 15		\			
	百 万					
10月分	7		\			
0	趣		\			
	十额		1 \			
	百億		\			
	干额		\			
Н	万田			~		
	+ 5			,		
企	百万					
	7 5					
9月分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
6			\			
	十章		\			
	石御		\			
Ш	十億		\ \ \			
	万円		N	Y		
	+ K		\			
	百万万		\			
8月分	# H		\			
8	ə		\			
	十额		\			
	百億		\			
	十億		\			
	Б		\	Y		
	+		\			
	百万万		\			
尔	45		\			
7月分	颧		\			
	十章		\			
	百億		\			
	干额		\			
	査 事 項	当月の商品販売額	前月の商品販売額	月末従業者数		
		票	前	田		
	HE'	0101	0121	0201	疟	帐

開始月用

Z

「開始月用」の調査票は、1月・12月の販売額を記入してください。

2023年の調査から継続して調査対象になりました事業所は、1月分の販売 額のみ記入してください。



●この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。義務があります。

報告者の氏名



基幹統計

この調査票は、貴事業所の調 査が開始された月のみ使用す るものです。

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用) 年 1 月 分 提出先 経済産業大臣 提出日 翌月15日 部 数 1部

月

日

年

)(電話 本社又は 所 企業名 本店 名 所在地 在)(電話 (〒 称 事業所 事業所名 地 所在地

		月間商品販売額									
	番号				,	Α					
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		
1-1. 1月の商品販売額 1月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額を含む。)	0101										
1-2. 12月の商品販売額 この欄は12月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額を含む。)	0121								Ť		
2. 月末従業者数	0201								人		

(加 考)					
この調査票の内容を照会された	とき答えることのできる人の所属名及び氏名	(電話	_	_)

統計調查番号調查票番号	年月分 年 月	事業所·企業番号										
A 0 3 0 0 0 2	2 0 0 1											
	法人番号											

経済産業省(サービス動態統計室)

毎月用

2月分以降は「毎月用」をお使いください。

		(Ŧ	妼	基幹網	范言十				鍾	態統計調	票								Z
政府	守統計							(-	一般	事業所用) 分				提出提出部	出先 経 日 翌 数	済産第 1月 1 1部	<u> </u>	
● ● ここ義 のの務	● この この	名	企業	名					所	本社又は 本店 所在地	(〒	-)(電	話	-	-	٨)	● 記 入
●この調査は、事業V この調査票は、商業務があります。	適な、	称	事業所	i名					在地	事業所所在地	(〒	_)(電	話	_)	に当たっ
事です	·統 ·計		'										FE	明帝只	明丰姑				ては
所業ご動	法()									番号		月間商品販売額 A							16、
との調査	平成十九.	調査月	当月の	売額の合計	を記入して			た会かり		0101	千億	百億	十億	億	千万	百万	大方	万円	記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、
ですから	年 法 律 第		月末従			<u>и.лп.</u>	消費税額を	230。)		0201								人	八注意のほ
り、支	五十																		か、
事業所ごとの調査 ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。16、商業動態統計を作成するために使用するもので、個 々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。 16寸。 16寸。 17寸。 17寸。 17寸。 17寸。 17寸。 17寸。 17寸。 17	統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この	(備 清	考)										·						記入要領を参照してください。
支店などの分は今票は、統計作成の1	調査のこ	この訓	商票の	内容を照	会された	とき答	えることの	のできる	入の	所属名及び	氏名	(電	話	_	-	_)	
ゴめないでください 目的以外には使用	対象となったすべての事業所は報告の	報告者	皆の氏名												年	月		日	
っ お	·業 所	統計	周査番号	調	查票番	号		年 年	分	月			事業	手所・1	企業者	番号			
ま せ,	は 報	Α	0 3	0	0 0	2	2 0												
h _o	告 の						法人	番号											

経済産業省(サービス動態統計室)

